

■補助金の額

- 電動式生ごみ処理機：1台につき、購入価格の2分の1（上限40,000円）
- 非電動式生ごみ処理機：1基につき、購入価格の2分の1（上限6,000円）
- ※ 100円未満の端数は切捨てとします。
- ※ 購入金額とは、値引きや（保有）ポイント使用分を差し引いた後の実費支払額とします。
- ※ 送料や工賃等は含みません。
- ※ 予算の範囲内での補助金交付となります。

■申請方法

【申請に必要な書類】

- 「申請書」（様式第1号）
⇒「購入証明書」欄に販売店からの証明を受けてください。
- 「請求書」（様式第2号）
⇒申請者名義の口座を記入してください。
- ※ 「申請書」と「請求書」は、市ホームページからダウンロードできます。（キーワード検索「生ごみ処理機」）また、市役所ごみ減量課又はお近くの地区市民センター、出張所にも用意していますのでご利用ください。

○申請者名義の「領収書」

- ⇒ ・「購入証明書欄」の証明がある場合、領収書はコピーでも可
- ・「購入証明書欄」の証明がない場合、**「申請者氏名」及び「交付申請書の購入証明書欄の各項目」が全て記載された領収書原本**を添付
- ※ 支払い方法がクレジット払いや宅配業者による代引きなど、現金払い以外の方法の場合で領収書の添付が困難な場合には、**「申請者氏名」及び「交付申請書の購入証明書欄の各項目」が全て記載されたもの**を添付してください。（例）クレジット利用明細、代金引換明細など
- ※ 電子マネーで支払いの場合には、申請前にごみ減量課までお問い合わせください。

【申請先】

- 市役所ごみ減量課（市役所本庁舎12階）又は地区市民センター、出張所に直接ご提出いただくか、郵便（住所等は下記に記載）でお送りください。

【申請できる期間】

- 電動式・非電動式生ごみ処理機を購入した日から1年以内です。
- ※ 申請日は、市（窓口）へ提出した日（郵送の場合は、消印日）になります。

【補助金の振込】

- 概ね2ヶ月後、請求書に記入された口座に振り込まれます。

申請者の方には、生ごみの減量効果等を検証するため、アンケート調査をお願いすることがあります。ご協力よろしくお願いします。

偽りその他不正の手段や転売を目的とした補助金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消し、補助金を返還していただくことがあります。



〈お問い合わせ先〉

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市役所 環境部 ごみ減量課:028-632-2414
市ホームページアドレス <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>

家庭用生ごみ処理機 設置費補助制度

宇都宮市では、電動式・非電動式生ごみ処理機を購入・設置して、
家庭で生ごみを減量する場合、購入費の一部を助成しています。

どうぞご利用ください。

■補助対象

【交付の対象】

- 購入時及び申請時において、市内に住民登録があり居住している人
- 生ごみを減量するために電動式・非電動式生ごみ処理機を購入し設置した人
- 市税の滞納がない人
- ※ インターネット等を利用して購入したものについても、申請条件を満たしていれば補助対象になります。
- ※ 補助の対象は本体になります。発酵促進剤等は対象外になりますのでご了承ください。なお、本体と発酵促進剤等がセットとなっているもの（ダンボールコンポストセットなど）は対象となります。

家庭から出る生ごみの減量化・
資源化に取り組んでみませんか？



【申請できる数等】

- 電動式生ごみ処理機：1世帯につき1台まで
- 非電動式生ごみ処理機：1世帯につき3基まで
- ※ 上記補助の上限数に達した後、機器の再購入などにより申請する場合は、以前補助の申請をした日から5年を経過していれば、補助対象となります。
- ※ 流しの下に直接取り付け、公共下水道に流すようなタイプについては、購入前に、市上下水道局担当課にご相談ください。（お問い合わせ先：工事受付センター Tel 633-3164）

補助対象となるのは、非電動式生ごみ処理機と電動式生ごみ処理機のどちらか片方のみとなります。

電動式生ごみ処理機（一例）



非電動式生ごみ処理機（一例）

